ふじみ野市職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
職員の服務の宣誓に関する条例	ふじみ野市職員の服務の宣誓に関する条例
(服務の宣誓)	(服務の宣誓)
第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提	第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の
<u>出して</u> からでなければ、その職務を行ってはならない。	<u>公務員の面前において</u> 、別記様式による宣誓書 <u>に署名して</u> からでなけ
	れば、その職務を行ってはならない。
2 前項の規定は、県費負担教職員(地方教育行政の組織及び運営に関する	
法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する職員をいう。)につ	
いて準用する。この場合において、前項及び次条中「任命権者」とある	
のは「ふじみ野市教育委員会」と、別記様式中「地方自治」とあるのは	
「地方自治及び教育」と、「公務を民主的かつ能率的に運営すべき」と	
あるのは「教育公務員としての」と読み替えるものとする。	

別記様式(第2条関係)

宣誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、 擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

別記様式(第2条関係)

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、 擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

ඬ